

## 大分・飯塚遺跡

いいづか

- |   |               |                    |
|---|---------------|--------------------|
| 1 | 所在地           | 大分県東国東郡国東町大字鶴川字キリウ |
| 2 | 調査期間          | 一九九九年（平11）一月～九月    |
| 3 | 発掘機関          | 国東町教育委員会           |
| 4 | 調査担当者         | 永松みゆき・藤本啓一         |
| 5 | 遺跡の種類         | 集落・泥湿地跡            |
| 6 | 遺跡の年代         | 八世紀後半～一〇世紀         |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 |                    |

調査対象地は、国東半島の東岸ほぼ中央に位置する国東町の中心部にあたり、町の中心を東西に流れる田深川下流域右岸で、現国東

港より南西へ約1kmの沖積層の水田地帯に位置する。

東側には九世紀頃の古瓦が

出土した桜八幡社があり、

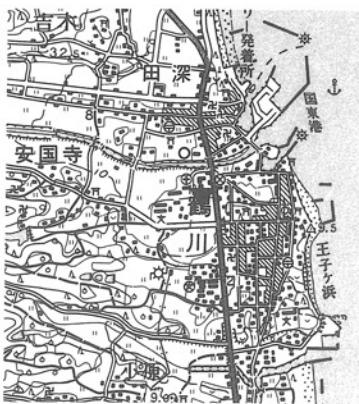
西側の独立丘陵上には、中

世の飯塚城跡がある。本遺

跡は丘陵下の沖積地上、標

高約三～五mに位置する。

国東半島はかつての豊後



(鴨川)



遺構配置図

国国埼郡にあたり、「和名抄」によれば、同郡には七郷（但しうち一郷は他郡の重出か）の名が見えるが、当地はそのうち国前郷に含まれると考えられる。一九九二年に行なわれた南側隣接地の調査では、

古代の掘立柱建物を検出した（国東町教育委員会「飯塚遺跡 大分県国

東町文化財調査報告書第一集）一九九四年）。

本調査は、東国東広域総合文化施設建設に伴うものであり、調査区は東西約七〇m、南北最大幅約六〇mで、面積は約三五〇〇m<sup>2</sup>を占める。調査区の東半部に泥湿地が広がり、その西側と北側に掘立柱建物群があるが、その中でも北側の密集度が高い。建物は全部で一四棟検出したが、そのうち五棟は、二間×二間の総柱建物である。北側の建物群では、汀線沿いに東西に走る柵列があり、建物群はそれに沿って東西に並ぶ。根石を伴う建物二三は六間（柱間一・八・二m）×二間（同二・三m）で、検出した建物中で最大規模である。

泥湿地は、検出した範囲では最深一・五mで、北側建物群から東南側への傾斜地に、約三〇cmの厚さで包含層の主体となる黒褐色粘土層が堆積していた。そして北側の汀では、汀線に平行に杭列と人頭大の石列が検出され、泥湿地へ張り出すような構造物があつたとみられる。その他、溝状遺構・焼成坑などを検出した。

遺物は現在まだ整理調査中であるが、泥湿地内の主に北側建物群の近く、杭列の南側から最も多く出土しており、墨書き土器や木製品・木簡が黒褐色粘土層に含まれていた。その他、黒色土器・製塩

土器・貿易陶磁器・大型土錘などの土器類、布目瓦、石帶、馬形・曲物・杓文字・桶・皿・椀・糸巻・櫛・錘・横柵・下駄・杭状人形・陽物形などの木製品、多量の木片、種子・ひょうたん・木の葉、白黒の玉砂利・獸骨などが出土した。

大分県下の土器編年などによれば、泥湿地より多量に出土した土師器杯・皿、墨書き土器を主とした須恵器杯蓋・杯身は、八世紀後半から九世紀初頭頃までのものであり、中には九世紀後半に下るものも含まれている。また綠釉陶磁碗・中国産白磁碗I類・越州窯系青磁碗I類・黒色土器A類碗は、九世紀～一〇世紀頃のものと考えられる。なお一二世紀～一四世紀を主とする時期の土器類も上層の堆積層から出土している。

文字資料としては木簡五〇点の他、墨書き土器（須恵器杯身・蓋、土師器杯身）が約一〇点、ヘラ書き土器（土師器杯身）が二点（うち一点は「大心」）あり、墨溜痕が見られる土器も約一〇点出土している。墨書きはその大半が「稻」「稻万」であり、他に「一」がある。なおその他、解説不明なものが数点ある。

## 8 木簡の収文・内容

(1) □一月十七日作人十一人 ×  
太□

(218)×33×7 081

〔2〕 「。以四月廿一日作人十三 少子三 太十

和田九段

下薦□□段 下阪田六段 下阪田六段

(324)×33×3 019\*

・「。伎佐本阿□工入田阿□□

〔神力〕  
□人上吉

〔3〕 「以六月四日作人廿十六人 殿子七人

〔少力〕  
□十九人

勘申永岑 329×33×4 011\*

・「合廿六人

勘申永岑 329×33×4 011\*

〔4〕 「□六月四日作十三人

乙万呂

豐甘

高太

吉万呂

細万呂

次成

犬万呂

鳴次

妹人

今万呂

細万呂

鳴次

犬万呂

次成

妹人

鳴次

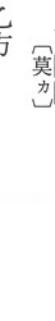
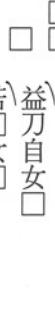
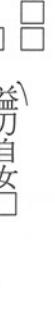
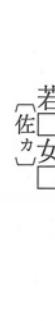
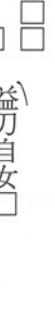
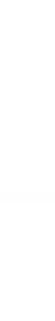
次成

犬万呂

次成

妹人</p

- (8) □□□□□□納七十五束  
〔移カ〕 (174)×(28)×5 081
- (9) 〔□八月〔十カ〕〕  
〔田五百廿〕 (削り残り)  
六月廿日下六十七〔束カ〕 残所十四束八把 友□  
三百廿二束 友□ (削り残り) (210)×(34)×7 081
- (10) 以六月十一日下稻廿九束四把□□  
〔月カ〕 (120)×(18)×3 081
- (11) 〔△石丸上春息米□  
〔雜物カ〔食カ〕〕 (113)×20×6 039
- (12) 〔△秦宮次息米□  
〔嶋丸米一升十□八□〕 (115)×15×7 039
- (13) 〔□鳥女十束 □刀自女十束  
□女十束 田長丸女十束 成次女五束〕
- (14) 〔□田□□并□  
□牟□田冊并□〕 (135)×46×6.5 019
- (15) 〔夫五人□ 金所一人 柳丸 松人□  
人三入□ 一入□ 木工二人□ 多丸〕 (535)×49×7 011
- (16) 〔造所請工功カ〕  
〔工酒〕 工十二人 314×36×7.5 011
- (17) □ □ 十〔人カ〕  
〔所給物百廿〕 (160)×33×4 019

- (18)  (157)×(42)×6 059
- (19) 「十八」 696×24×11 061
- (20)  512×21×8 011\*
- 「召□□□作人□□智□□」
- (21) 「知月廿日以前作畢其状申於殿門不得怠倦 專當珍榮師 十一月十八日被宣國前臣刀佩」
- (22) 「」 (急急如律令カ)
- (338)×45×8 033
- (23) 「以四月廿二日□□□」
- 1560×25 061\*
- 「」 (丸カ)
- (24) 「」 (八□丸)
- 512×21×8 011\*
- 「」 (丸カ)
- (25) 「」 (削り残り)
- (126)×23×1 081
- 「」 (削り残り)
- (26) 「大式從四位上藤原朝臣□□□○」
- (27) 「」 (武藤原朝臣)
- (28) 「」 (武藏里)
- (122)×60×3 019
- 「○武藏里□□□○」 (奉カ)
- (29) 「」 (馬)
- (156)×21×5 019
- 「○馬□□□□馬」 (武藏里長)
- (30) 「」 (足)
- 295×37×6 011
- 「」 (中)
- 「」 (又)
- 「」 (屋)
- 「」 (位)
- 「」 (合)
- 「」 (所)
- 「」 (チ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「」 (カ)
- 「<img alt="Square character '人' (person) with a vertical stroke through the middle, followed by 'カ' (ka)." data-bbox="108

- (31) 「尋來カ」 (265)×(30)×10 081
- (32) 「七□□〔物カ〕土□□□」 (121)×(29)×3 081
- (33) 「宮丸□一ノ无□」 (140)×(52)×8 065
- (34) 「□□□五□□」 (41) 「道身 身身身身□□」 (164)×27×4 019
- (35) 「大弥虫□□」 (他にも削り残りの文字あり) (166)×32×4 065
- (36) 「佐□〔見カ〕」 (88)×20×2 065
- (37) 「子二一ノ」 (126)×(18)×3 019
- (38) 「ノ□□〔得カ〕」 (49)×(13)×6 081
- (39) 「ノ□□〔所カ〕」 (56)×23×3 081
- 「ノ□□」 (重書 削り残りか) (313)×41×5 032
- (40) 「□大大可□良□□」 (141) 「念念念念『□』『□□』」 (削り残り) (左側面) (358)×27×22 019  
径182×厚10 061
- (41) 「千成□」 (他にも削り残りの文字あり) (129)×72×7 065
- (42) 「中」 (129)×72×7 065
- (43) 「千成□」 (他にも削り残りの文字あり) (129)×72×7 065
- 木簡五〇点のうち、ノノノノでは主なものを紹介する。木簡は内容的にいくつかの性格に分けることができる。
- 第一に(1)～(4)で、日付と「作(人)」の人数と、その内訳なしとは具体的な人名を記したものである。ノノノノで問題は何を作る人たちかと云ふことであるが、(2)に「和田九段」など、田の名称と面積を記していることから判断すると、田を作ることを意味していると考えられよう。
- すなわち一月一七日は一二一人、四月一一日には一三一人、六月四日には(3)では一六人、(4)では一三人で田を作っていることになる。(3)と(4)は同じ日付であり、(4)が(3)に含まれるのか、それとも別なのかは不明である。また(2)～(4)の三点の木簡では、いずれも人数が一三



(25)



(1)



(7)



(16)



(22)

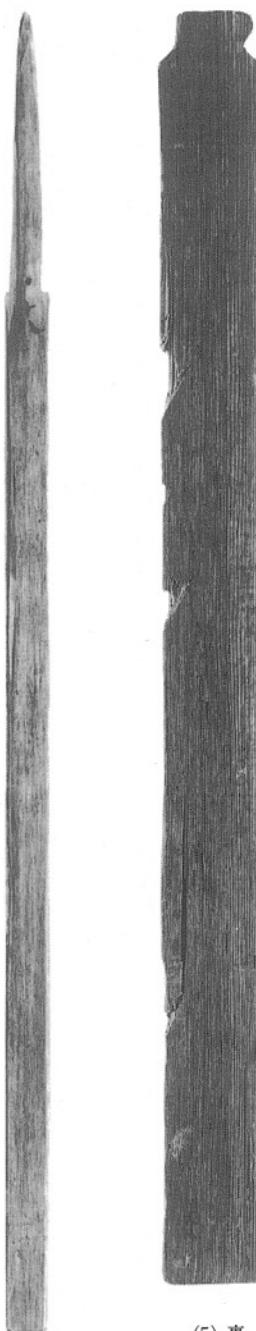


(12)

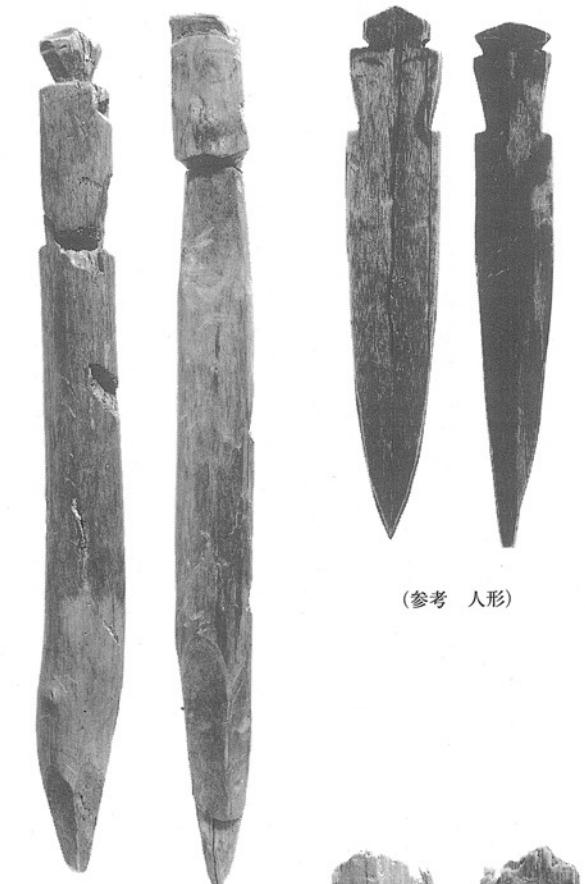


(11)

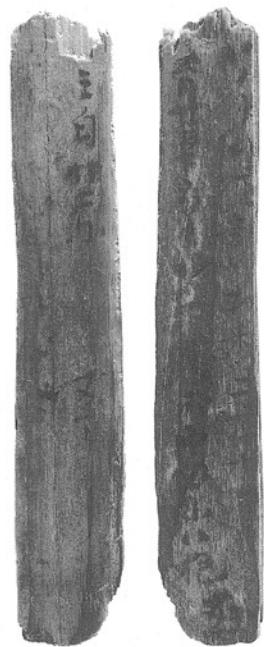
1999年出土の木簡



(19)



(参考 人形)



人ないし二六人、そして(1)では一二人であるから、ほぼ一三人が作

田労働の一つの単位になっていたことがうかがえる。

ところで作人の内訳中には、「太」「少子」「殿子」という語が見える。そして(2)では「少子」と「太」が、(3)では「殿子」と「少」が対になっていることからすると、「太」と「殿子」とは同じ意味を持つのであろう。「少子」は大宝令制下では一七歳以上二〇歳以下の男子を意味した。ただしこの木簡は後述するように、既に大宝令の時期のものではない。その後「少子」は養老令では「中男」と変わり、また天平勝宝九歳(七五七)四月には、一八歳以上二一歳以下と変更された。また大宝・養老令制下では四歳以上一六歳以下の「少子」と言つたが、右の「中男」の年齢変更に伴い、四歳以上一七歳以下となつた。

このように令制の年齢規定には「少子」「小子」があるが、木簡の「少子」がこの意味で使われていると考へる必要はない。平城京左京三条二坊で大量に見つかった長屋王家木簡の中には、「西宮少子」「犬司少子」「少子」などが頻出する。それらは王家に仕える青少年たちを示しており、必ずしも法律の規定にかかわらない用法であつたとみられる。しかも飯塚遺跡ではそれと対になる「殿子」「太」は、令制の用語ではない。したがつて(2)(3)の「少子」も長屋王家木簡と同様に、令制用語ではなく、青少年という意味であつたのではなかろうか。そして「殿子」「太」は、他に類例を知らない

が、成人男子のことを指すのであろう。

第二は(5)～(10)で、稻穀の収納や出納に関わる一群である。(5)は全体に墨の残りが悪く読めない部分が多いが、九月から一二月まで、日付の配置からすると、主には一〇月の日付を順に表裏に書き、その下に「加納春息米」の量を記す。日毎の収納量を書き付けた木簡である。一〇月一八日と二二日について、その下に書かれた「真麻呂(丸)」は「春息米」の納入者である。さらにその下に書かれた「池作」は、「勘収」にあたつた人であり、一九日・二一日にも見える。「加納」の意味するところは、「加」を重視すれば、本来あるべき納入量に附加されて納められたものという意味になろうが、あるいは単に「納」というのと同じかもしれない。また「息米」は利息として支払う米の意味であろうか。しかし二二日の部分では、「依真丸田」とあることからして、人ではなく田に賦課されたようであり、どう理解してよいか不詳。

この木簡は日毎の米の収納量を書き上げたものであるが、長さ八四四mm幅六七mmと大きく、上端の左右には切り込みを持つ。こうした大型木簡に日付を追つて記録を書いたものは、これまでにも滋賀県高島町鴨遺跡出土の貞觀一五年(八七三)の木簡(本誌第二号)や、藤原宮跡出土の弘仁元年(八一〇)の木簡(奈良国立文化財研究所『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』七、本誌第五号)などの例がある。これらの大木簡は倉札と呼ばれるもので、莊園などの管理や經營の

拠点において用いられたものである（原秀三郎「倉札・札家考」本誌第八号）。こうした出土事例を参考にすると、本遺跡出土の(5)も倉札の例に加えることができよう。そして鴨遺跡の木簡には釘に掛けたための孔があり、壁に掛けて用いたとみられることからすると、

(5)の切り込みも紐をくくりつけ、壁の釘に掛けるためのものと考えることができる。すなわち壁に掛けられたこの木簡に、某年九月以降一二月まで、主に一〇月の間、収納した日毎に米の量を書き付け、表が一杯になると裏返してさらに書き継いでいったのである。

一〇月というと稻の収穫の時期としてはやや遅い感はあるが、先の藤原宮跡出土の倉札でも一〇月二〇日の収納があり、収穫時期と、その後の何らかの手続きを経た上での収納までの間に、若干の時期差があることも想定できよう。(6)も「勘納」とあることから、収納した稻の量を示すものである。「公男□」は納入者の名であろう。(7)(8)は倉への稻の移納や収納の記録、(9)(10)も稻の出納記録だが、現存部分では支出を記している。(7)は左右両辺に刻み目があり、表面左辺では上から一〇カ所目の刻み目に刻線をつける。裏面ではやはり左辺の、上から五・一〇・二〇カ所目に、同じく筋線をつけている。上端から各線までの長さは、表面は五九mm、裏面では三五・六七・一二五mmとなる。この数字からすると、かなり誤差はあるが、刻み目一〇個で一寸になるようにした物差しに、木簡を転用したのかもしれない。しかし刻み目の間隔はばらつきが大きいし、途中に

刻み目のない部分もあり、検討の必要がある。(11)(12)は個人名と「春息米」「息米」を記しており、(5)の春息米の納入と関わり、各個人がそれを納入した際に用いた付札である。これらを日々合計して、(5)は作成されたのであろう。

第三は(13)(14)で、出挙に関係する木簡である。(13)は複数の女性の名と、その下に書かれた「十束」ないし「五束」という稻の量の記載がある。女性と稻との関係は明示されていないが、これは出挙の量を表すものと考えができるのではないか。常陸国衙付属工房跡とみられる茨城県石岡市鹿の子C遺跡から出土した漆紙文書の中に、公出挙の貸し付け原簿（出挙帳）とみられる帳簿が含まれているが、そこには男女ともに個人毎に三月いくら、五月いくらと、「十」から「冊」までの数字を書いている。これは稻の束数であろう。この書式は(13)木簡と類似しており、かつここでは貸し付け数は一〇束単位であるが、(13)でも一〇束が多く、また五束、一〇束とりの良い数字となっている。こうしたことから(13)は、個人ごとの出挙の貸し付け量を記したものであると判断する。木簡に見える限りでは、作人には男性がなり、出挙の対象には女性がなるという興味深い男女の差がある。ただし(5)(11)(12)の「(春)息米」も出挙に関わるとすると、その納入者は、知られる限りでは、男性ばかりである。(14)も「利」という語から、出挙に関わるとみられる。

第四に(15)~(20)で、木工・金工などの手工業に関わる木簡群である。

(15)は読めない部分が多いが、「雑物所」の食を請求ないし支給したこと

を示す木簡である。支給対象者には、「夫」と「工」があり、前者の中に「金□所」に属する人と、「松切」がいる。松は燃料用であろう。そして後者の中には「木工」がいる。本遺跡からは多くの木皿をはじめとする木製品や、輶轆の爪痕の残る木材片が出土しており、「木工」の存在を裏付ける。この木簡からは「雑物所」という組織があり、そこでは木製品のみならず金属製品を製作していたことが窺える。

(16)は「造所」が工のために酒を請求している木簡である。「造所」は(15)の「雑物所」と同じものであろう。(17)も工への給物の可能性があろう。(18)は労働の内容による内訳部分である。「綱置」の意味はよくわからないが、夫の一種であろう。(19)は刀形(直刀で切つ先は尖らない)の刀身の根元、目釘穴の上に数字を書く。飛鳥池遺跡出土の釘形木製品に、「・□□人皇□」・百七十」「大釘」(本誌第一四号)などと書かれていたことを参考にすると、この刀形は様であり、これを見本に刀を一八振作ることを意味していると考えられる。そういうあるなら、これは金工(鍛冶)の存在を示すものである。なお(2)でも、水田の作人のことを書いた木簡に「工」が見える。

(20)は召文で、召喚の対象になつた某所作人は工人であろう。名前は不詳ながら、殿門と敬称される人物、専当としての僧珍榮師、その宣を受けた人として、この地方の有力氏族である国前臣の人物が

登場する。

第五に信仰・宗教に関わる木簡で、(21)(22)がそれにあたる。(21)は自然の木の枝を切り、下端を尖らせ、上端に面取りをして文字を書く。物忌札であるが、こうした形態のものは初の出土である。門口等に突き立てたのである。やはり昨年、長岡京跡で長さ一一〇cm余の長大な物忌札が見つかつたが(本号三七頁)、それよりも長い。このような形状のものには、茨城県鹿島湖岸北部条里遺跡・群馬県二之宮宮東遺跡・岡山県鹿田遺跡などから出土した塔婆があり(本誌第八・一五号、本号二〇四頁)、また現在でも使用例がある。(22)は呪符である。この他、人形・馬形などの祭祀用具も出土している。特に人形は、男性・女性の両方あり、形状も平面的なもの・杭状のものと、種類に富む。

第六に歴名の木簡で、(23)~(25)である。いずれも断片であるから、内容全体は不詳だが、(23)は男性名を列挙しており、書き出しから判断すると、(4)に類するものかもしれない。(24)(25)はもとは同一木簡の破片とみられるが、直接には接続しない。

最後にその他で、(26)(27)は檜扇である。(26)の「大式」は大宰府の官人で、(27)の「式」も大式か少式であろう。同筆である。いずれも藤原朝臣であり、名は記されていないため特定できないが、一〇世紀以前で從四位上の藤原氏が大式であった例としては、八世紀の田麻呂、九世紀の藤継(嗣)・広敏・衛・冬緒・保則、一〇世紀の興

範・扶幹・朝忠・元名が知られる（『国司補任』参照）。なぜこうした檜扇が出土したか、本遺跡の性格にも関わってくるであろう。（28）には「武藏里」とあるが、『和名抄』によると、国東半島にあたる豊後国国崎郡には武藏郷があり、現在も武藏町が国東町に南接する。裏面には「武藏里長」とも見えるが、木簡の内容は不詳であるし、後述のように木簡の時期は、里制が施行されていた八世紀初頭以前とは考えがたい。（29）の右側面は一次的に削って整形。文書木簡だが、読めない部分が多く、内容は不詳。しかし「田屋」などとあり、水田経営に関わる可能性がある。（30）の右側面及び（31）の左側面は二次的切断。

（39）の一文字は「日」か「口」とみられる。（40）（41）は習書。（41）は角柱状の材の三面に文字を記す。（42）は曲物の底部外面に墨書したもの。さて、残念ながら年紀を記した木簡はないが、木簡の書風や、令制とは異なる年齢区分の用語、人名の麻呂・万呂を多く「丸」で表記すること、（26）の「大式從四位上藤原朝臣」に該当する人たちの時期などから判断して、木簡は九世紀頃のものと考えられよう。併出した、下端を尖らせた杭状の人形も、奈良時代よりも時期が下るとみられるところである。

木簡から遺跡の性格を考えてみると、まず農業経営を行なつていたことがわかる。そして四月や六月に作人を組織していることからすると、賃租ではなく直接経営をしていたことがわかる。作人の数

や加納春息米の量からすると、かなりの面積の田地とみられるし、出拳も行なつていた。そしてさらに工・夫を組織して木製品・金属製品の製作をも行なうという、多角的な経営の実態が浮かび上がつてくる。したがつて倉を含む多くの建物が建ち並ぶ本遺跡は、そうした経営の拠点であると言えることができる。経営に関与した人物として、（20）に見える珍榮師や国前臣刀佩、（5）の池作、あるいは墨書き器に多く登場する稻万呂があげられる。ただしそれが寺院・貴族などによる荘園経営なのか、それとも在地の有力者による経営なのかは、明確ではないが、（20）からすると、大宰大式藤原朝臣ないしは大宰府の官人が経営主体として浮かんでこようか。

なお当遺跡の建物群は泥湿地の汀に面し、汀には棧橋ともみられる施設がある。建物群を限る堤に沿つて汀まで道が東西に続いている。したがつてこの遺跡は汀とは有機的な関連を持つて立地している。かつ喫水の浅い船を使えば、この遺跡と海岸を結ぶことは可能であつたろう。このことは経営にとつても重要な意味をもつものである。国崎には国崎津があつたが、それは難波津へと続く瀬戸内航路の重要な津であり、官人・百姓・商旅の徒がそこを拠点に運漕・交易活動をしていたことが知られる（『類聚三代格』延暦一五年一月二一日太政官符）。国崎津は豊後国国崎郡国前郷にあつたと思われ、当遺跡からそう遠くないことは確かであろう。